

埼玉大学教育学部附属幼稚園父母と教師の会（略称・PTA）会則

- 第1条 本会は埼玉大学教育学部附属幼稚園父母と教師の会（略称PTA）と称する。
- 第2条 本会は幼稚園と家庭との連絡を密にして、幼児保育の改善進歩に協力し、あわせて会員相互の修養親睦をはかるを以て目的とし、この目的を達成するに必要と認める諸種の事業を行う。
- 第3条 本会は事業所を埼玉大学教育学部附属幼稚園内におく。
- 第4条 本会は埼玉大学教育学部附属幼稚園々児の保護者と教師とを以て組織する。
保護者側会員は、園児1名の保護者全体を、会員1名として扱う。役員等の氏名は、便宜上、各家庭の保護者いずれかとする。
- 第5条 本会に次の役員をおく。
1 会長 1名 2 副会長 若干名 3 理事長1名
4 理事 若干名 5 幹事 若干名 6 監事 2名
- 第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
理事長は、理事会を総括する。
理事は理事会を組織し、予算、決算、事業計画その他重要な事項を審議する。
幹事は会長の指示により、会計等に当たる。
監事は本会の会計を監査する。
- 第7条 会長、副会長は会員の中より選任されたものがこれに当たる。副園長は副会長となる。
理事は学級ごとに保護者側会員から選出する。教師側会員は全員理事となる。
幹事は理事会において選出する。
理事会において必要と認めた時は、理事若干名を委嘱することができる。
監事は総会において保護者側会員より選出する。
- 第8条 役員任期は、総会における選任時から次年度の総会における選任時までの約1年とする。
ただし再任を妨げない。
補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 第9条 会議は会長が招集してその議長となる。
- 第10条 総会は毎年1回年度はじめに開催する。ただし必要によって臨時に開くこともできる。総会は予算、決算、年度計画、その他重要事項について審議決定する。
- 第11条 理事会において必要と認めたときは特別委員を選出し、特別委員会を組織して特定の事項を審議遂行することができる。
- 第12条 会員の会費として月額300円を納入する。
- 第13条 本会の入会金は10,000円とする。
- 第14条 会員に特別の事情があるときは会費等を減免することができる。

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

附 則

第1条 平成6年1月20日、会則第12条を改正し、会費月額200円を400円とする。平成6年4月1日より施行する。

第2条 平成28年4月19日、会則第5条及び第6条を改正し、平成28年5月6日より施行する。

第3条 平成30年5月8日、会則第14条を改正し、施行する。

第4条 令和2年6月29日、会則第5条及び第8条を改正し、施行する。

第5条 令和5年4月21日、会則第4条を改正し、施行する。

第6条 令和6年4月19日、会則第5条、第6条、第7条、第12条を改正し、施行する。